

東京都公衆浴場対策協議会 (第20次協議会 第5回)

平成30年4月12日(木)

都庁第一本庁舎北塔42階 特別会議室B

午後3時00分開会

○猪俣課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第5回「東京都公衆浴場対策協議会」を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

協議会委員につきましては、今回、関係行政機関委員であります武蔵野市副市長の堀井委員が本年3月末で副市長を御退任されましたため、現在17名となっております。本日は14名の委員の御出席をいただいております。協議会の開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

本日、議事に入らせていただく前に、本協議会の委員及び事務局に異動がございましたので御紹介いたします。

4月の人事異動で新たに生活文化局長に就任いたしました浜佳葉子委員でございます。

○浜委員 浜でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○猪俣課長 また、事務局におきましては、同じく4月より消費生活部長に就任いたしました吉村幸子でございます。

○吉村部長 吉村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪俣課長 以上でございます。座らせて進行させていただきます。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。机上に配付しております資料を御覧ください。

まず上から、本日の会議次第。

1ページと2ページ、こちらが資料1となりまして「平成30年会計調査浴場の概要」となっております。

そのほか「公衆浴場対策協議会設置要綱」「協議会委員名簿」「平成30年度公衆浴場対策に関する予算について」がございます。

その他、座席表等もございます。

配付資料は以上でございます。

また、A3版の働き方改革の記事がございますが、こちらにつきましては、本協議会とは直接関係はございませんが、時節柄御関心のある方もいらっしゃるかもしれませんので、都留会長の御依頼によりまして、お手元に配付させていただいたものでございます。

資料につきましては以上でございます。不足等はございませんでしょうか。

○山下委員 済みません。今日、欠席のつもりでしたものですから急に参りましたので、今の印刷された資料がございませんのでお願いいたします。

○猪俣課長 大変失礼いたしました。

なお、座席表につきましては山下委員が抜けております。

○山下委員 済みません。

○猪俣課長 これは事務局の確認が行き届かなかったもので、申し訳ございません。この

場をかりておわび申し上げます。

それでは議事進行に入りますので、都留会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○都留会長 こんにちは。

議事に入ります前に、本日の会議は公開で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

議事(1)「会計調査の経過報告について」に入ります。

2月13日に開催しました前回第4回協議会におきまして、平成30年入浴料金統制額について知事から検討を依頼されました。その後、統制額の算定基準、算定方法、会計調査の実施などについて審議し、それぞれ御了承いただいております。

会計調査につきましては高橋委員をお願いしておりますので、高橋委員から現在までの会計調査の進捗状況につきまして御報告をお願いいたします。

○高橋委員 かしこまりました。高橋です。

それでは御報告いたしますが、資料1のほうに平成30年会計調査浴場の概要というものがございまして、こちらを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず1番の調査浴場の概要の選定条件のところですが、2月13日に開催されました第4回協議会において決定されました会計調査の対象浴場選定条件について記載しております。

アの燃料ですが、重油・廃油などの液体燃料、電気、ガス、ソーラーの専用、またはそれらの併用であること。

イの排水は、公共下水道を使用していること。

ウの用水については、上水専用、または上水井水の併用であること、併用の場合は併用比率が上水50%以上とすること。

エの収入階層については、入浴料金収入が1,100万円以上2,600万円未満であること。

これらのアからエまでの選択条件に見合う浴場数は全体で96浴場ありますが、この中から決算書の提出など会計調査に御協力いただける41浴場を選定し、個別にその経営状況を調査しているところです。

調査対象に選定しました41浴場の経営形態、燃料、用水ごとの内訳は(2)の調査浴場に記載したとおりとなっております。

経営形態別では、法人経営が29浴場、個人経営が12浴場です。

使用燃料別では、ガス専用が35浴場と多くなっております。

用水別では、上水専用が25浴場、上水井水併用が16浴場となっております。

次に、2番の調査方法等の欄を御覧ください。

調査対象浴場から提出されました決算書や税務申告書、総勘定元帳などの会計帳簿をもとに、平成29年の収支状況について書面調査を実施しております。また、生活文化局において、浴場利用者数の状況などについて別途調査を行っております。

次に、3番の会計調査の現在の状況を御覧ください。

会計調査の進捗状況につきましては、4月1日までに41浴場のうち22浴場の調査を終えており、残り19浴場の調査を引き続き行い、全体状況を取りまとめる予定でございます。

なお、次のページには調査対象浴場の詳細について掲載しております。ということで、資料1の2枚目は、具体名は避けておりますけれども、こういった41浴場になっていきますという御報告になっていきます。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの高橋委員の報告につきまして、御質問等ございましたら御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

次に、議事(2)「協議会報告案起草の付託(小委員会の設置)について」に入ります。これにつきましては私から提案をいたします。

平成30年入浴料金統制額に関する協議会報告書を起草するため、協議会設置要綱第7に基づく小委員会を設置したいと思います。小委員会の構成は、学識経験者委員の梅崎委員、岸上ステファニー委員、小西委員、高橋委員、中村委員、三村委員並びに私、都留の7名で構成いたします。

小委員会の会長は、協議会設置要綱第7の3ただし書きの規定により私が務めさせていただきます。

また、小委員会での報告書の起草を受けて、次回第6回協議会においてこれを審議決定し、知事に報告書を提出したいと思います。

これは例年とっているプロセスですが、ことしもこのプロセスに従っていきたく思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

次に、議事(3)「平成30年統制料金に対する意見・要望の聴取について」に入ります。

統制料金の試算を行う会計調査につきましては、先ほど高橋委員から報告がありましたように、現在調査中で、本日の段階でその結果は出ておりませんが、小委員会の開催時には会計調査の結果もまとまっています。会計調査の結果も踏まえまして小委員会での報告書案を起草していきますが、統制料金の改定等に対する意見要望について事前にお聞きしておきたいと思っております。

最初に、業界代表委員から意見表明をお願いします。

なお、浴場組合から本協議会に要望書が提出されておりますので、要望書の配付と読み上げを事務局からお願いします。

○猪俣課長 ただいま配付させていただきますので、少々お待ちください。

(要望書配付)

○猪俣課長 それでは、読み上げさせていただきます。

平成30年4月12日

東京都公衆浴場対策協議会

会長 都 留 康 殿

東京都公衆浴場業生活衛生同業組合
理事長 近 藤 和 幸

平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額に対する要望等について

都民の日常生活にとって身近な公衆浴場施設の確保について、深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

平成30年東京都公衆浴場入浴料金統制額の検討に当たり、下記のとおり要望いたしますので、格別なご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 入浴料金統制額は、平成26年7月1日に大人料金が10円引き上げられましたが、これは、平成26年4月1日に消費税率が引き上げられたことに伴い、消費税負担相当額のみを大人料金に転嫁したもので、平成20年から9年間にわたり、実質的に入浴料金統制額は据え置かれたままの状況になっています。
浴場事業者が意欲的に経営改善に取り組んでいけるよう、入浴料金統制額の改定について要望いたします。
- 2 電気料金及びガス料金は、原油や液化天然ガス（LNG）の価格が上昇したことに加え円安・ドル高も進み、値上がり傾向にあります。
入浴料金統制額の算定に当たりご配慮を賜りますよう要望いたします。
- 3 後継者不足など事業承継に関する課題に対応するため、マッチング機会の創出などの取り組みに努めてまいります。
さらに、利用者拡大を図るため、地域交流事業を促進してまいります。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、業界代表委員から補足説明があればお願いをいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

まず冒頭に、1回目のときに私、インフルエンザになりまして欠席したことをまずおわび申し上げたいと思います。

それでは、まず1番目のところでございますけれども、我々の業界の中でも理事会を開きまして意見を集約したところ、やはり10円でもいいから値上げをしていただきたいという声が非常に多く上がっておりますので、このように1番目は書かせていただきました。

2番目につきましては、仕入れ等、燃料等、やはり物価が徐々に、いい意味ではインフレなのでしょうけれども、我々の状況では、なかなかこれに追いつけないところも出始めているというところでございます。これは入浴のお客さんが増えてくれれば問題はないのですけれども、なかなか増えないというお風呂屋さんもありますので、そういったところからちょっと悲鳴の声が上がっているというところがあります。

それから、3番目のところでございますけれども、我々の業界、今、東京では560件となっていました。年々件数が増えるということはまずあり得なくて、減っていくという状況でございます。ただ、余り減ってしまいますと、お風呂に入るおじいさん、おばあさん、足の悪い方、それから体が不自由な方にとってみると、お風呂屋難民という形がだんだん見え始めてきてしまったので、我々はできるだけこの廃業を抑えたいというところで考えております。

廃業を抑えるということで、なぜ廃業するかという根本を考えてみますと、いろいろ理由があるのですけれども、大きくは後継者がいない。

それから、設備の老朽化です。戦後建った設備が老朽化してしまった。では老朽化した設備を直すのに、例えば配管がぼろぼろになってしまったので、配管を取り替えるにはマイルも壊さなければいけないということになると、それだけでも単純に言って2,000万、3,000万円というお金がかかってしまう。そうすると、我々の業界も高齢化している方が多いので、例えば70、80歳の方がそれだけのお金をかけてやっていけるのか、返せるのかなというところはやはり不安の中にあります。

そういったところが、廃業がなかなか止まらないところにあるのではないかなと思っております。

そこで、一つでも解決していかなければならないというところで、後継者についてですけれども、単純に自分の息子が後継者という考え方ではなくて、企業に銭湯を継いでもらうということもありますし、いろいろな形があると思うのです。

それで今現在、銭湯は非常にブームと言っているのですが、皆さんから非常に親しまれているというか、注目を浴びておりまして、若い方々がメールでもって今現在11組ですか、銭湯を手伝いたい、あるいは銭湯を経営したいという方がおられるのです。ですので、そういう方々もマッチングの中に入れていければいいのかなと思います。

ただ、実は銭湯の裏側のことをよくわからなくて、表面だけで銭湯をやりたいという方、そういったメールとか等で銭湯をやりたいという大学生、仕事をやめて銭湯をやりたいと

いう方もいらっしゃる。そういう方々に早い時期に私どものほうで、実は銭湯って一日中のことを考えるとこれだけ大変なことがありますよ、費用はこれだけかかりますよ、あるいは人数は最低何人いないと無理ですよという内輪の話や実際的な話をする説明会をしたいなと思っております。

そんな中で、それでもやりたいということであればマッチング、それでもう一つマッチングということで、いろいろ御意見もあると思うのですけれども、我々も息子に、あるいは娘に代を譲るというだけではなくて、我々自体も変わっていかなければいけない。もっと幅広い範囲で浴場を、やはり日本の文化でありますので、そういうものを残していきたい、つないでいきたいという気持ちがございますので、その辺を書いております。

さらに一番最後に利用者拡大ということでは、地域交流ということで今、いろいろ地域貢献をしておりますし、お年寄り、それから介護予防、病気予防もやっております。こういったことで地元からはかなり喜ばれている現状がございます。

そういったことも含めまして、皆様に御議論いただければと思っております。

よろしく願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの要望及び説明について、御質問等がありましたら御発言をお願いします。

私のほうから若干補足しますと、一番最後の3番目に、後継者不足による廃業を回避するためにマッチング機会の創出などの取り組みに努めていかれるということに関しては、平成30年度の公衆浴場対策に関する予算措置が行われておりますので、これは後でもう少し詳しく、資料を配付していただいて議論するほうが、具体的な議論ができると思います。とりあえず、そのことについては後できちんと説明しますので、今の近藤委員の要望及び説明について御質問等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

○中山委員 以前の委員会するときにもちょっと話が出ていたのですけれども、高齢者の見守り、認知症の早期発見ですとか、そういう高齢者対策や災害時帰宅支援ステーションとか、あとは災害時の井戸水の提供みたいなものは全ての浴場に御協力いただけると考えてよろしいのでしょうか。

○近藤委員 まず1点、高齢者の見守り支援事業。これはいろいろ、認知症の見守りサポートもあります。高齢者が倒れたときにAEDを利用ということもあります。いろいろなことがあるのですけれども、浴場全体で今、それを進めている最中ですが、100%のお風呂屋さんでそれができるといのはまだ先の話になると思います。

ただ、目標としてはそういったことは、我々の業界は地元に基づいたお風呂屋さんですので、今まで何十年あるいは100年以上やっておりますので、地元から信用がございます。ですので、我々がやりたい、あるいは地元のためにこういうことをしたいということであれば、区のほうもそれぞれ応援をしていただけますし、なかなか時間はかかるとは思いますが、そういう方向では進んでおります。

そういったことによって地元の方々に、我々銭湯が地元にとってどれだけ大事な施設なのか、災害の時にも逃げられますよ、あるいは備蓄も置いてありますよ。そういったことが、銭湯のありがたさというか、価値を上げるための、そうすることによって銭湯に行ってみたいなという、遠回りかもしれませんが、そういうことが大事だと思って今、やっております。

○都留会長 よろしいですか。

○中山委員 はい。

○都留会長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○山下委員 今、大変いろいろと御説明いただいて、ごもつともだと思っております。

先ほど最後のほうに、企業に銭湯を継いでもらうというようなことがちょっと出ておりましたけれども、これはどのようにしてという方法等をもし御説明いただければいいかなと思います。

それから、今、銭湯を簡単に若い人がやりたいと、ちょっと見たところよさそうだからやりたいというお気持ちだと思うのですが、本当に先ほどお話を伺ったとおり、銭湯の経営というのは非常に大変だと思います。それでわかっていないので説明会をやりたいというようなことで、これは大変いいことかなと思いますけれども、これらの方法などももしおっしゃられましたらよろしく願いいたします。

○近藤委員 ありがとうございます。

○都留会長 近藤さん、いいですか。

山下さん、今の問題は後ほど予算化のことを具体的に説明した後に議論するほうがよろしいかと思しますので、とりあえず今の御意見は承りましたので、後で議論させていただいてもよろしいですか。

○山下委員 はい。結構です。

○近藤委員 これは書いておきます。

○都留会長 よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、どうでしょうか。順番として、利用者側から意見表明を行っていただいた後に予算についての説明をするか、先に予算についての説明をして、それから利用者側からの意見表明をお願いするか、どうでしょうか。

○猪俣課長 資料を一応御用意しておりますので、もしよろしければ、今の流れで御質問も出ましたし、先に配らせていただいて御説明させていただきましたら御質問等をお受けしたいと思しますので、会長がそれでよろしければそのようにさせていただきたいと思っております。

○都留会長 わかりました。では、配付してください。

(資料配付)

○猪俣課長 会長、それでは御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○都留会長 この「平成30年度公衆浴場対策に関する予算について」という1枚紙が配付されているのですか。

○猪俣課長 はい。

○都留会長 では、まずそれから説明していただいて、これは非常に大事ですので、全てを説明することはできませんので、ポイントだけお願いします。

○猪俣課長 わかりました。では、簡潔に事務局から説明させていただきます。

今お手元にお配りしたものは31ページの冊子と表紙、これは発表したときの資料でございますが、こちらではなく、既に机上にお配りしております「平成30年度公衆浴場対策に関する予算について」という1枚の紙がございますので、そちらを御参照いただければと思います。よろしいでしょうか。

今お配りしたものが検討結果になるのですけれども、1枚の紙の1番でございますように、東京都公衆浴場活性化検討会というものを昨年9月に東京都が設置いたしまして、都内の公衆浴場の利用者拡大を図るための活性化策を検討するため、外部有識者の方による会議体を設置いたしました。

検討会は5回の開催を経まして、活性化策が提案されたのが2月28日で、今お配りしたものであるということでございます。この活性化策を参考に、その一部について今年度の事業予算として予算化されているということですので、2番でございます事業につきましては、今年度拡充ないし新規として、新たに行われるものとなっております。もちろん、これ以外に継続的にやっている補助事業などもございますが、2番について御説明させていただきます。

関連しまして、今お手元にお配りした検討結果のプレス発表の資料をちょっとごらんいただきたいのです。

○都留会長 プレス発表の資料とはどれですか。

○猪俣課長 済みません、今お配りしました資料です。こちらの頭紙にございますが「公衆浴場の活性化策について」という、右上に平成30年2月28日、生活文化局とございます、こちらの【検討会の提案のポイント】というのがあるのですけれども、中身についてはこれがポイントということで、こちらを見ていただければと思うのです。

活性化の考え方は、浴場はもちろん入浴機会の提供という役割がありますが、入浴機会の提供以外にも、歴史・文化の継承、高齢者等の今お話のあった見守りの場、それから地域コミュニケーションなど、いろいろなことが付加価値としてあるのが現状です。それから、経営者の方が抱える悩み、課題の解決に向け、公衆浴場の存続及び売り上げ・利益の向上のための仕組みづくりが必要という考え方があります。

ポイントとして、2番にありますような活性化策としては、1つ目は「浴場業界単位での取組」と2番の「店舗単位での取組」ということで、これはそれぞれ分けて検討して結果を出しております。

例えば浴場業界の取り組みとしては、やはりブランド力の向上とか業界の知名度アップというのが必要だということで、インフルエンサー、これは影響力のある人という意味ですが、そういう方にお力をいただいたり、学生アートによる銭湯文化の推進など、いろいろな展開を図って業界単位での取り組みをしていく。

それから、この「また」以下というのが今年度予算の事業に続くのですが、数は限られていますが、経営支援の専門家の方を直接浴場に派遣したり、経営のノウハウを学ぶ場の提供ということで、新規参入したい方とか後継者になっていただきたい方に対して学ぶ場をいろいろ提供させていただく。それから、先ほど近藤理事長がおっしゃったようなマッチングです。つなげるという、そういったものをやるための事業承継として「SENTOラボ」というものを設置したらどうかという提案がございました。

あと、2つ目として個店単位での取り組みです。店舗においては入ってみたいと思える入りやすい外観づくりや情報発信の工夫など、個店として取り組めるものについてもいろいろな事例などを紹介して、提案しております。

こちらのもの、実はいろいろ中身があるのですが、それを全て予算化ということできません。30年度、事業承継というものが非常に重要だということがございますので、そこで先ほど申し上げた「SENTOラボ」というポイント1に掲げられているものを一つ予算化したものが、既に机上にお配りしている資料の2番の予算化された事業の2つ目にある「公衆浴場活性化支援実証事業」です。

30年度に予算化された事業の新規で2つ目の○にある「公衆浴場活性化支援実証事業」というのがこちらに当たるということになってございます。繰り返しになりますけれども、こちらについては机上に既に配っていたほうに書いてあります「後継者不足など事業承継に関する課題に対応するため、経営ノウハウの伝授や参入希望者・支援者とのマッチング機会の提供・創出などを実施」ということで、事業承継が円滑に行われるような取り組みとして2,000万円の予算化が図られております。

それから個店に関しましては、先ほども高齢者の見守りなど地域交流の観点として、やはり公衆浴場は地域の拠点になっていただきたいということがございます。1つ目の○にあります「公衆浴場を地域拠点（地域住民の健康増進・交流等）として活用し、新たな浴場利用者を拡大するため、浴場組合が『地域交流拠点事業』として選定する事業に対して補助を実施」ということで、これは地域交流に関しては既に補助事業があるのですが、先ほど申し上げましたように、個店単位で取り組みが行える事例を紹介しておりますので、その事例を皆様、店舗の方々に行っていただくことによって需要が伸びるのではないかということで、予算額を1,500万円ふやしています。

今年度、公衆浴場に関しましては、この2つが主に予算として新規ないし拡充ということで予算化されているというところでございます。

なお、お手元にお配りした31ページの冊子につきましては、いろいろ活性化策がございしますが、実現可能性があるかどうかなどを検討します。また、今年度新たに実施する先ほ

どの事業もございますので、そういったものを検証しながら、またそれをどうしていくかというのは今後の検討課題となっております。

また、この実証事業については実行プランという東京都が出している計画の中では、3年間かけて取り組むということになりますので、1年で成果が出るというのもなかなか難しいものですから、ある程度の期間を見据えて取り組んでいくということで考えております。

急遽資料をお配りしましたので、お読みいただいている中、わかりにくくて申し訳ございませんが、説明としては以上でございます。また御不明な点がありましたら、本日に限らず御質問いただければお答えしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○都留会長 どうもありがとうございました。

先ほどの近藤委員からの要望書の3番目に関係することですので、新規の公衆浴場活性化支援実証事業について、今、ポイントを説明していただきました。

これについては、新たに出てきたものですので、先ほど山下委員からも質問がありましたが、皆さんそれぞれ御質問等あると思います。しかし、私は小委員会の委員長で、次の小委員会のときに統制額の決定を行うことが第一義的な仕事ですので、議事の進め方としては、これに関する質疑応答は利用者代表の各委員からの意見表明、最後に関係行政委員の意見表明を行った後に一括して行いたいと思います。

それはなぜかという、業界代表からは1、2として具体的に値上げを要望されたわけですから、それに対して利用者側の各委員がどういう御意見であるのか、あるいは関係行政機関の御意見がどうであるのかというのを把握しないと小委員会の議論が進められませんので、まずこれから行いたいと思います。ここは申しわけありませんが、そういう順番にさせてください。

先ほど近藤委員から要望がなされましたが、それに対して利用者代表の各委員から意見表明をお願いします。

まず、池田委員、お願いします。

○池田委員 池田でございます。

近藤理事長の説明も伺いましたけれども、私の意見としては据え置きでお願いしたいと思っています。

第1の理由というのは、やはり地域の方たちが利用するに当たっての利用のしやすさという観点です。景気は上向いているというように感じている方が多くなっていると思いますけれども、やはりふだん何回も利用する人たちから見たら、値上げというのは厳しいのかなと思うので、私は据え置きでお願いしたいと思っています。

今回、この委員会に出席するに当たり、少し周りの方にも意見を聞いてきました。やはり私と同じように、地域からなくなっては困るのは銭湯であるので、利用のしやすさから

いったら値上げはちょっと勘弁して欲しいという声が多かったです。

それから、実際に銭湯を利用している方から聞いたことですが、最近の銭湯はとてもきれいになっている、それから、利用客も増えていると感じているそうです。ただ一つだけ、その方から要望があったのは、その分、銭湯のマナーでちょっと首をかしげる人たちがいらっしゃるので、そういうところのルールとかマナーも少し周知するような取り組みもしていただけたらいいのではないかという声をいただきましたので、お伝えします。

以上です。

○都留会長 そのマイクを回してください。

では、佐野委員、お願いします。

○佐野委員 佐野です。

結論を先に申しますと、私もやはり値上げには反対です。昨年度、それから前回のこの委員会でも、本当に皆さん工夫されて苦勞されているということはとてもよくわかって大変うれしく思いますが、やはり生活のことを考えると値上げはできないのではないかと思います。

ここ数年間、経済は上向きだとか、生活が楽になった、景気がよくなった、給料も上がってきたと政府はおっしゃっていますけれども、私はここ数年、いつも実感が伴わないと申し上げてきました。そうしましたらそんな中、この2月に厚労省が数値をきちんと発表されました。物価上昇に賃金の伸びが追いついていないということが数字でもきちんと裏づけられましたし、やはり実質的な所得が目減りしています。ということは、銭湯に行く費用が上がったら、やはり行くことが少なくなるのではないかなと考えています。

私も年間40～50回ほど銭湯には行っています。大好きです。でも、銭湯に行ったときの皆さんの話をちらほらと聞いていると、やはり非常に生活は厳しくなっている、ここてたかが10円と言いますが、されど10円で、上がってしまうと2回行っていたのが1回になったりとか少なくなると、それでは本末転倒なので、今年度は値上げをするべきではないと考えます。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

次、平石委員、お願いします。

○平石委員 民生委員の平石と申します。

今、両委員からもお話があったように、私も実際は値上げはしていただきたくないと思います。ただ1番に、9年間値上げをしていないと書いてありまして、これまでよく浴場組合さんが努力してきたのだなということは認めてあげなければいけないのかなと思います。

当然、いろいろな物価がここに来て上がっているわけですが、やはり一番大事なのは、お風呂というものは公衆衛生で国民全員が一番欠かせないことなわけです。そういったことを踏まえていった場合に、どうあるべきかというようなことを考えるべきなのか

などと思います。

また、高齢者の問題も先ほど出ていましたけれども、これはあえてどこの地区とは申し上げませんが、地域包括ケア、地域共生社会と厚労省のほうから発表がありました。そういうことで区市町村は、そういったところにも民生委員はいろいろと検討会に出ています。そういう中で、どのようにやっていくべきかという試行錯誤をしながら各地区で苦労しているのが現状です。しかし、この高齢者問題について、ある地域包括ケアとその地区の民生委員が、今後の高齢者に対するあり方ということで検討に入っているという話も聞いております。これは非常に大事なことなのかなと。そこにはやはり高齢者は1人で銭湯まで行けませんので、いろいろな団体を使って送迎をして銭湯を利用させようではないかということで検討しているところも実際ございます。

そういった面から考えても、それぐらいのことはしていかなければいけないのですが、浴場組合さんの状況もわかりますけれども、このまま据え置き状態で運営していただければと思います。

○都留会長 ありがとうございます。

では、山下委員、どうぞ。

○山下委員 お三人が皆さん反対という御意見で、私もその方向なのでございますけれども、確かにこの1番のような浴場組合のほうからの申し入れを伺いますと、私は本当に値上げをしてあげたいなという気持ちでおります。

昨年も10円上げたから人が増えるのか、増えないのかとか、この前もお話が出ておりましたけれども、10円でも上げてあげればいいのかなどは思いますけれども、確かに今、いろいろとお三人の御意見を聞きながら、値上げはしてもらいたくないかなと思います。

ただ、銭湯が無くなってしまうというのは非常に困ります。御近所の方も随分おひとり暮らしのおばあさんが多くなっておりますので、皆さん息子さんたちがお家でお風呂に入るなど。皆、銭湯に行ってくれと。お風呂を自分で沸かして中でひっくり返ったら危ないから、家のお風呂は使わないで銭湯に行けと言われていたということで、随分周りの方が銭湯に行っております。

ですから、確かに銭湯がなくなるとちょっといろいろと困る方も出てくるのではないかと思いますけれども、その方たちが銭湯に行くのにもお金がかかりますので、ちょっと値上げは今回も控えられたら控えていただきたいかなと思っております。

以上です。

○都留会長 ありがとうございます。

利用者側の御意見は、いろいろ浴場組合が努力しているということを高く評価するのだけれども、利用者側の現状からすると反対であるとまとめてよろしいでしょうか。反対という言葉が使われる方もいらっしゃいますし、値上げは控えてほしいという、表現は微妙に違うということは認識しておりますが、そういうニュアンスの差も含めて、利用者側としては値上げしていただきたいくないという御意向であったというように理解しましたが、

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、関係行政機関委員の大井委員、御意見をお願いいたします。

○大井委員 私、一応、23区の代表という形で本日出席させていただいておりますけれども、なかなか23区それぞれ事情が違いますので、同じような公衆浴場の状況ではございません。例えば私たちの持つ、私は江東区の副区長ですけれども、江東区の地域特性から見ると、銭湯というのは年々どんどん減ってきているという状況が実際にございます。10年間で半分ぐらいになってしまっているかなと思います。そういう状況の中で、何とか公衆浴場を存続していくという立場からして、ある程度の統制料金の見直しというのはやむを得ないものだと思いますけれども、ただそれに入る区民という立場から考えると、それはそれでまた一体いかがなものかなという形で、23区統一の意見ということにはなりません。

ただ、今回一つだけ考えなければいけないのは、なかなか正直、今回の材料だけで決め切れないかなという気がちょっとしております。それはなぜかと申し上げますと、うちの区でも実は公衆浴場業界に対し補助しているわけです。つまり24軒ですけれども、たしか3,000万か4,000万円ぐらいの、例えば機器の更新ですとか、燃料代ですとか、そういったものをいわゆる補助しているわけです。そういうものをトータルして考えなければ、やはり最終的な結論を出すのは難しいかなと思いますけれども、そういう状況から考えますと、これが23区共通の意見かと言われると、若干心もとない点がございますけれども、そういう意味では、今直ちに値上げするのはいかがなものなのかなというのが私の意見でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

学識経験者委員を除く各委員から意見表明がありましたが、全体を通してさらに御意見や御質問がございましたら御発言をお願いいたします。統制額の決定ということに関してです。

中山委員、どうぞ。

○中山委員 統制額の決定ということから多少外れたら申し訳ないのですが、入浴料金というのは決定するときちゃんと計算式があって、値上げの基準というものも決められているということが、この数年間、協議会に参加していてわかりました。皆さんも御存じのように、値上げをすると来られない、来る回数を減らさざるを得ないお客さんもいるということが事実です。

ただ、先ほどからお話が出ていますように、一軒でも減ってしまうと困る人がいっぱいいます。経営者が不祥事を起こした銭湯があります。もう誰も行かないだろうと思いましたが、近くに他の銭湯がないために、足腰の悪い方、高齢者、歩いて行ける地域の方々が、その銭湯が生活必需施設のため、今でもある程度のお客さんが来ているようで、営

業を続けていらっしゃいます。とにかく、これ以上減っては困ると思いますが、施設の老朽化そのほかの問題で、存続していただくためには、値上げ以上に入浴者数を増やすことが効果的だと昨年度も話が出ておりました。この数年の間に浴場組合は、やる気のある経営者の方々が力を合わせて知恵を絞り、とてもいい方向に変わってきたと私は感じています。

いろいろ外に向けて情報を発信してきたことが功を奏してお客さんも増えているのに、廃業は止まりません。浴場に努力をお願いして9年間値上げをしないでもっているわけですが、利用者側としても行政としても少しでも残っていただくために、多くの社会貢献をしている銭湯にこれからもそれを期待する場合は、入浴者数が直接増えるような対策というのを一緒に立てて協力をしていくといいなと思っておりました。それで、今日いただいた、この資料で活性化対策とか、そういうものが出てきてすごくうれしかったのです。

どれだけ予算があるかは知りませんが、区民の皆様にも公衆浴場がどれだけ価値のあるところなのかというのを再認識させるアピール、例えば災害時協力施設マップに銭湯を載せる、どういうことを協力してくれているのかというものを具体的にわかるようなアピールをすとか、あと、生活保護の方に入浴券を配ったりしているわけですが、それをもう少し拡充して、敬老の日、成人の日とか、高齢者免許返納とか、何かお祝いをいただく機会にプレゼントするとか、何かそういう新しい施策を考えて、入浴者数を直接増やすようなことも今後考えていくといいのではないかと考えて今日参りましたので、一言言わせていただきます。

○都留会長 ありがとうございます。

ただいまの各委員の御意見、御発言を参考にして小委員会で報告案を取りまとめてまいりたいと思います。

繰り返しのようですが、毎年申し上げていることですが、小委員会としてはあくまでも会計調査の結果に基づいて、その結果を踏まえて総合的に判断していくということに変わりはありませんので、そのところは学識経験者委員から構成される小委員会での議論を見守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、各側の意見表明が終わりましたので、本日の議事の中で今まで先送りをしていました、浴場組合のほうで言いますと、要望書の中に書かれている論点3に入ります。

それから「平成30年度公衆浴場対策に関する予算について」で言いますと、2番目の「平成30年度に予算化された事業」。これについてフリーディスカッションを時間が許す限りしたいと思います。

先ほど課長のほうから説明がありましたように、この活性化策の検討結果のポイントというのが、この1枚紙の2番目に「提案された活性化策」ということでポイント①「浴場業界単位での取組」、ポイント②「店舗単位での取組」ということであります。

何が本当の論点なのかということ、少し私の観点からまとめさせていただくほうが議論しやすいかと思っておりますので、まとめさせていただきます。今まで統制額を引き上げたら

利用者が減るのか、増えるのかとか、それが本当に廃業を阻止することができるのかという議論をしてきたわけです。

しかし、今回の活性化策というのは言ってみれば新しい次元の提案がなされていて、それは廃業を回避するために、浴場業界として後継者がいないから廃業していくということのを阻止するために、家族が後継者になるという今までのやり方ではなくて、後継者がある意味、外から求めてくるということを考え始めていらっしゃるということです。だから、マッチングということが問題になってくるわけです。

それは今日配付された長いほうの検討結果で言いますと、26ページに3)がありまして「人や情報のマッチング機会の提供、創出」ということが書かれています。これがその具体的なあり方です。

読み上げますと、

- ・上記1)、2)の支援を展開する中で、あるいは浴場組合を通じて、廃業を考えている浴場に関する情報(相談が寄せられる場合も想定)や浴場業界への参入を希望する方などのニーズを把握することが出来るため、両者をマッチングすることで可能な限り多くの公衆浴場が存続するように働きかける。
- ・具体的な手法として、M&Aやスケールメリットを狙った浴場の多店舗化による経営(例:既存の浴場経営者が廃業を考えている浴場を2号店、3号店とする)等も視野に入れて、事業継承等に向けたコンサルティングも実施する。また、新規参入希望者と廃業を考えている浴場経営者が交流する機会を定期的に設けることでマッチングを促進する。
- ・浴場を会場とした浴場経営者や後継者などと一般の人との交流イベントを開催する(婚活等)。

こういうことが新たに出てきた考え方で、これにより浴場の減少に歯どめをかけるというのが言ってみれば検討結果の肝の部分になるわけです。その他の部分は今まで展開されてきたことをさらに加速していきましょうという話だと思うのです。

この問題というのは、今まで議論してきたものとはかなり次元を異にする問題だと思いますので、そこについて、まず浴場組合のほうで現状どう考えておられるのかを多少御説明いただければありがたいと思います。

○近藤委員 このマッチング事業、要するに事業継承、これが一番大事なところと考えております。例えば今、都留会長がおっしゃったように、婚活もその中の一つに入ると思います。我々の業界の息子たちが独身では、後を継ぐといってもなかなかできない。だとしたら奥さんがいてくればその気になるだろうということで、婚活もそれでございます。

それと、先ほど山下委員からお話があったマッチングで企業がどうかという話なのですが、これについても現在、実際にスーパー銭湯をやられていた方とか、それをデザインしていた方が銭湯業界に入ってきているという例もあります。また、お声がかかっているのですが、各企業からも銭湯というものを経営してみたいという話も来ております。

ただ、これはまだ現実的ではないのですけれども、その中で我々の業界で誰と誰をマッチング、このお風呂屋さんと誰をマッチングという単純な話ではなくて、実は内輪の話をしますと、例えばどこかの浴場を借りて経営をしたいということになりますと、その次の時点に出てくる話というのが、では敷金はどうなのですか、幾らになるのですか、家賃は幾らになるのですかという話が入ってきます。そうすると、その金額的なものに見合うだけのお客さんが入るのですか、どうなのですかというところがまたかかってきます。

そうしたときに、生活できないような状況では経営が成り立たないとなると、せっかく入った新しい方々もやめざるを得ないということになっていきますので、一番の肝は先ほども言いましたようにマッチングもそうなのですが、経営が成り立つだけの銭湯にお客さんが来てくれることがまず大事なことで、集客を上げないことには話にならないということがあります。

では、集客を上げるにはどうしたらいいのだろうということになりますと、いろいろな施策を今やっておりますけれども、そんな中で今、わりかし若い方々、3代目、4代目の方が業務を継いだときに、新たな手法で経営をされている場合がかなり多くなりました。それが先ほど中山委員がおっしゃったように、経営をすごい努力をしてお客さんが増えているところもあるよというお話の浴場だと思います。

そのように全体の足並みがそろおうというのはなかなか難しいとは思うのですけれども、徐々に銭湯業界のほうも考え方を変えてきています。継承に対しての考え方も変えてきています。自分の身内ではなくても貸していいのではないか。それから、経営の仕方もお金をかければいいというのではなく、コミュニケーションでお客さんを呼ぶということもできます。そのようなことをいろいろ考えながら、我々も成功した実例をどんどん紹介しながら、こういう方法もありますよ、こういったことをやったらお客さんが喜んでくれますよ、あるいはお客さんの目線で物を考えることが一番大事なのですよ、目線を変えてしまうと見えるものが見えなくなりますよ、そういう話をやって実際に行っております。それでもって、そうかと気づいてくれた浴場さんはかなり変わってきていると思っております。

○都留会長 ありがとうございます。

今の御説明を含めまして、この点について何か御質問、御意見があればぜひ承りたいと思います。どうでしょうか。

佐野委員、どうぞ。

○佐野委員 私、昨年12月にテレビで見たのですけれども、一つの浴場が高齢で後継者がいないためにやめざるを得なかった。でも、お客さんはいる。12月末でやめるためにということで、最終日にはたくさんのお客さんがいらしてました。なぜやめなければいけないのかというと、老朽化が進んで、もうどうしようもない。後継者がいないから、借金までして直しても、お金はもちろん高齢ですから、先ほどおっしゃっていたように、2,000万も3,000万円も借りたら返せない。そういうときに、もちろんだたかに貸すこと、譲ることはできるかもしれませんが、古いものを新しくする費用は一体どこが、誰が持って

やるのか。新しい参入者がいたとしても、まずは修繕からしなければならないという、そういうところはどうぞお考えなのではないでしょうか。

○近藤委員 実はそこがネックなのです。せっかくマッチングしたのですけれども、マッチングの後は当事者同士で話が進むわけですから、誰が直すの、直すときにどこが傷んでいるからどこを直すのということになりますと、直す場所によっては3,000万どころか、5,000万円もかかる場合があります。かまや温水器、配管、それからバーナーもということになると、本当に3,000万、4,000万円では直らない場合もあります。それでは、そのお金を貸す側が出して、きれいにしてから貸すのかとなると、なかなか難しい。

それから借りたほうも契約したのだけれども、実際にやってみただけでも、経営が余り成り立たないからぱっと引いてしまったとなったら、かけたお金は貸した方が支払いをしなければいけないとなると、せっかく貸したのだけれども、空洞になってしまうという形もあるので、そこは現実的にすごく難しいところなのです。

○佐野委員 何かお考えはあるのですか。

○近藤委員 私はそんなにお金を持っていないので、持っていれば貸してあげるよとか、利息なしでいいよとやってしまうのですけれども、そんなに持っていませんので、そこがネックなのです。ただ、浴場業界に関しては、金融公庫が低利息で貸していただけるというのが一つ利点としてあります。

○佐野委員 私は常にお客さんが少ないから廃業なのかなというのが基本にあると思っていたら、そうではなくて、あんなにたくさんのお客さんに惜しまれながら、経営もうまくいっているのに廃業せざるを得ないという、あれが非常に残念で、何かうまく工夫できればと思っています。

○近藤委員 その浴場は、経営としては成り立っているのですけれども、自分の体の具合があつて、それと同時に、先ほどの設備がかなり老朽化してしまっていて、あれを全部直すとなると多分1億円近くになってしまいます。そこで決断が廃業という形になりました。ですから、体力的、年齢的、体の具合と、直す費用がないという、惜しまれつつ、やめざるを得ない。そんな状況です。

○都留会長 ありがとうございます。

では次に、小西委員、どうぞ。

○小西委員 統制額自体は、中山委員と都留会長がおっしゃっているように、算定式があるということが大前提としてあるので、異議はありません。私が今回参加させていただいた感想としては、近藤理事長からの要請の紙に禁煙という言葉とか、ペットボトルとか、外国人ソーシャルメディアという言葉とかがなくなっていることです。今まで議題にも出てこなかったところを見ると、それらがすごく定着してきたことのあらわれだと思いました。佐野委員からもきょうは禁煙喫煙問題のコメントもなかったですし、やはりすごく取り組みに力を入れてくださっているなというのは感じました。それらも踏まえて、また小委員会では私たちは統制額について話し合っていきたいと思っています。

議論を聞いていて思ったのが、江東区の大井委員からのコメントにもありましたように、23区市部を捉えてみても、なかなか一様の一つの解を出すというのが難しいのかなと思われました。地域ごとに抱えている問題も違いますし、銭湯の数も違いますし、客層も異なっているという状況があって、それぞれに適した政策というか、施策を打っていく必要がきつとあるのだらうなということも改めて思いました。仮に価格を自由に上げていいけれども、補助金を切るよと言われたときに、皆さんがどのような対応をされるのかなというようにも包括的に考えていく必要があると思います。

実際、皆さん遠慮して、価格が上がったら来るかどうかわからない、減るか増えるかわからないとおっしゃっていますけれども、普通に考えるとまず客数は減ります。価格が上がって需要が増えるなどということは、普通はないので、やはり値上げに関しては慎重に考えて、補助金とのトレードオフというのも引き続き考えていったほうがいいのかなと思われました。

その上で、そろそろ社会における銭湯の役割が大分変わってきていますし、今後どうしていくのかということ、私たちもそうですけれども、皆さんで考えていかなければいけないなと思います。それは誰に来てほしいのか、誰をターゲットにしているのかということもそうですし、本当にどれぐらいの銭湯数であれば十分なのかという話ですとか、例えば皆さんいろいろな施策をされていますね。SNSをされているとか、シャンプーとかボディソープを置いた後と前で実際どうだったのかという評価をそろそろできる時期なのではないかと思っています。

ということで考えると、今回の新たな平成30年度の公衆浴場活性化支援実証事業でマッチングなどをしていくという事業の達成するアウトカムというのは一体、何なのかなというのがすごく気になっています。近藤理事長は御発言の中で、マッチングをしたはいいけれども、やはりこれは違ったからすぐにやめたとなることを心配されています。しかし、何をもってうまくいったのか、短期的に評価するのが難しいことだと思います。手を挙げた人がいっぱいいれば事業として成功なのか、ちゃんと契約までいけば成功なのか、3カ月後にやめていいのかとか、これは多分評価が非常に難しい問題です。銭湯の事業者の方が、やめるという自由を奪ってしまうことも気を付けなければなりません。

もちろん惜しまれて、やりたいのにやれない方は支援しなければいけないけれども、どうしてもやめたい方もいらっしゃるの、それは全体の風潮として文化的にも重要だし、施設の公的な性質が強いから何が何でも減らすな、存続させるというのは公衆浴場の皆さんに対するプレッシャーが大き過ぎると思うのです。もし、それをするならもっと本気で、公的図書館みたいにすればいいわけで、そこら辺に皆さんが民間と公的の中での立場を今後、社会の中でどのような役割を持っていくかというのを今、多分、10年後、20年後に振り返ったら過渡期にあるような年なのではないかと思っています。

ですので、ちょっと長くなりますが、この実証事業に関して私としては、何をすれば税金が良く活用されたのかというのを、まだ今わからないという形なのかもしれないのです

けれども、何が成果なのかということが知りたいなど、東京都さんに質問したいと思いません。

○猪俣課長 よろしいですか。

貴重な御意見を幾つかいただいて、ありがとうございます。

実は予算化するに当たっては、活性化策が2月28日に出まして、そこから本来であればある程度、事業構築をいろいろ考えながら、どういう原理でやっていくかをきちんと精査するという作業が必要だと思いますが、やはり事業承継の問題が非常に重要なので、予算化するということがあったということで、正直細かいところまでかなり精査されているかという、そういう状況ではないのは否めないです。

今、実際に事業をどのように行っていくかというのは、もちろん組合さんの力も必要ですし、協力しながら、そういう形で今年度どのように取り組んでいくかということを検討している最中です。

アウトカムの話で、例えば本当に成案すると、いくつかということがあるのですけれども、基本的に行政がそこまでやるというのは、やはり民民の関係性の中でどうしてということがあるのです。

ただ、知らないうちに廃業していくというところが多くあるわけで、明日廃業するところを救うということはできませんが、本当は何かやりたいのだけれども、やれないというところに、専門家を派遣するなど、ふさわしいところを選ばせていただきます。

それからマッチングに関して、先ほど申し上げたように、実際に成果が何件というのは、定量的にはかるといえるのはなかなか難しいです。そこをどのように成果を計るかというのは、我々の中でも今まさに見きわめをはかっているもので、ちょっとこの場でお答えするのは難しくして申しわけないのですが、今お話をいただいたので、検討していきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○都留会長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○近藤委員 今、小西委員からお話がありましたSNSとか禁煙とかの結果なのですが、おかげさまで禁煙に関しては、今年100%になりました。

○小西委員 すばらしい。

○近藤委員 10年かかりましたけれども、禁煙を組合で決める前にうちが一番初めに3年前からやりまして、受動喫煙防止にやっと浴うことができました。やはり時間がかかりましたけれども、思っていれば、つなげていけばやっていけるのだと思います。

それから、ボディーソープの話も74%ぐらい上がりまして、結果として見ると、非常にフリーで入るお客さんが増えてきました。要するに手ぬぐいだけ買えばそれでいいわけですから、今100円ショップにも売っていますし、あるいはお風呂屋さんでも100円のものが

ありますので、そういう意味では集客につながっているのではないかなと、現場的な感覚ですけれども、それはあります。

それから、SNSでターゲットはどこかという話なのですけれども、実際にいろいろなお風呂屋さんがありまして、地域性もあるのですけれども、全体的な層に来ていただいているお風呂屋さんもあります。あるいは地域によってはお年寄りしか来ないお風呂屋さんもあります。でも日本全国を考えると、お年寄りも若い人も子供たちも同じように散らばっているわけですから、ターゲットをやはり、ある程度若い方にも来ていただきたいというところで、今年度アプリンクというのをやりました。これは560件のホームページが全部、ここに入っています。それで施設を探すと、全部出てきます。それからもちろん、定休日も何もが入っています。

これが実は一番ポイントになるのが、これをダウンロードしてもらった方にこちらからイベントの通知ができるのです、例えばゆず湯をやりますからぜひ来てくださいねという、そういった通知もこちらからできます。それから、今現在、これでスタンプラリーも、各お風呂さんにQRコードを置いてありますので、それでもって読み取るとスタンプがもらえるということで、スマートフォンを使っている若い方々に対して非常にアピールになっていて、まだ数カ月しかたっていないのですが、ダウンロード数が1万を超えています。そういうことで、SNSというのはやはり大事だなと思います。

もう一つ、ユーチューブも使わせていただいています。Sharlaさんと、NHKに出ているしやるJohn Daubさんというユーチューバーの方々は、フォロワーが40万、50万人といますので、それを世界に発信して、SENTOを世界語にしたいというところで、多くの方に見ていただいています。私のところでも、John Daubさんのユーチューブを見たカナダの方が、お風呂へ来てくれています。お話をしたら、やはりユーチューブを見ましたという話で、そういったことも効果が出ております。

一応、効果の話だけ、わかる範囲で説明させていただきました。

○都留会長 ありがとうございます。

私のほうから一言補足させていただきます。この間の組合の努力によって禁煙、あるいはボディーソープとシャンプーの設置というのが急速に進んできて、それが達成されて、実際に利用者数は増えてきているわけですね。ですので、それがアウトカムである。それはこれまでの、ある意味の活性化路線だったのですが、せっかく改善されて増えたお客さんを前にして、今度は廃業していくというのをどう食いとめるのかということで出てきたのが今回の活性化支援実証事業だと思うのです。

これは恐らくやってみなければわからないというところが多々あると思いますし、具体的にどこまでそれで成果が出てくるのかわかりませんが、私が個人的に関心があるといいますか、可能性があるのは、個人が、廃業するお風呂屋さんを何とか経営してみたいという方もいらっしゃるでしょうけれども、そういう場合には、先ほどおっしゃったような資金的なネックがあるので、有効な形であり得るとしたら、異業種からの企業による

新規参入でしょう。

これが実現すれば、農業に株式会社が参入するのと同じように、公衆浴場という業態に他業種が参入して軒数の減少を防ぐ。その場合には恐らく、ちょっときつい言い方かもしれませんが、かなり老朽化が進んだところに民間が参入してくることはないので、恐らくある程度の施設を持ったところを借りるなり買収していくようなことなのかなというのが私のイメージなのです。

つまり、いずれにせよ、今までの議論の延長線上ではない廃業対策というものが出てきて、それに対して浴場組合とも何かをやってみようということになっているのが現状ではないかというのが私の読みなのですけれども、どうでしょうか。

どうぞ。

○近藤委員 今のお話の中で、極端な例ですけれども、建築会社が銭湯をやってくれるとすごいありがたいのですよ。自分のところで直してしまうから、その費用が半分以下で済んでしまうかもしれない。建築会社で人が余っていたら、銭湯をやりたいと言ってくれたらいいのかなという、株式会社ということであれば、そういう可能性もあるのではないのかなと思います。

○小西委員 私も企業ではないかなと思うのですよ。資金力があるところが投資をせずに銭湯みたいな施設を持っていて直せるし、例えば自分のところの社員の厚生施設に使えたりとか、ホテルだったらお風呂を持つことをやめるとか、あとは美容系がスパをすとかであると思うのですけれども、そのときに銭湯の引き継ぎというか、ルールといいますか、法律とかはないのですか。例えばレストランの会社がそれをする。それでも銭湯になるのですか。それで多分、補助金とかいろいろ関係が物価統制令の下に入るのかとかもあると思うのです。

○近藤委員 営業許可を保健所からいただいているところが銭湯ということになりますので、めちゃくちゃなことをやると今度は隣の銭湯が潰れてしまうという、例えば企業が1件の銭湯に入った。それで結構好き勝手なことをやってしまうと、周りの銭湯がそのおかげでもって潰れてしまったということになったら、これはまた逆の話になってしまうので、その辺の銭湯らしさというものをちゃんとルールを守ってもらった上での企業でない、これは逆にその企業が1つ入ったおかげで、癌みたいになって周りが全部潰れてしまっなくなったということになってしまうと。

○小西委員 そうなると思います。そのルールを、銭湯らしさという言葉だけでも、相当曖昧なので、浴場組合さんが必ず入るようにして、それでコントロールするのか、都がされるのかわからないのですけれども。

○近藤委員 多分、浴場組合としてコントロール、お風呂屋さんというのはこういうルールがあるのだよ、こういう料金だよ、このように決まりがあるのだよ、定例会はこうなっているのですよという話で、それを守ってもらう形にしないとめちゃくちゃになってしまうと思います。

○小西委員 なるでしょうね。

私も都留会長の意見に賛成で、恐らく企業が入ってくると思って、それ以外は余り成功しないと思います。

○佐野委員 企業が入るのはいいかもしれないのですけれども、その昔、大店法というものがあって、それがなくなったときに商店街が全部潰れました。それで大手が入ってきて、要するにもうからなければどこかに行ってしまうわけですよ。そこはやはりすごく怖いので、きちんと見ていかないと、大きな企業だからいやというわけにはいかないと考えますので、慎重にいきましょう。

○近藤委員 そこなのです。商店と同じで、スーパーが入るとその周りの商店、町が死んでしまうみたいなところがあります。そこになったら本末転倒ということになってしまいますので、やはりその辺はしっかり、ルールというきついものではなくても、歴史というものを守っていただく形になるのかなと。

○小西委員 利益を追求している企業はそんなに優しくないので、やはり本当に慎重に制度づくりが必要になると思います。

○都留会長 どうぞ。

○岸上委員 銭湯がなくなったら、町の形の景色も結構変わると思います。東京は結構変わりが早いのですけれども、去年から「Tokyo Tokyo」の新しいロゴになりましたのですけれども、やはり昔ながらの東京と新しい東京、その2つを大事にするのをとても重要だと思っているのです。海外から来た人も新しい東京しか見たくないという人はいないのです。私も長く東京に住んでいますけれども、東京が全部新しい景色になったら必ず引っ越すと思います。銭湯がなくなるときに、前に春日の周りの最後の銭湯もなくなって、お風呂場が持てない家がたくさん残っていたと思いますけれども、そのせいでその家もなくなる。昔ながらの家も少しずつ見られなくなってしまうのですよ。

でも、銭湯の仕事はやはり後継ぎの問題でとても大変だと思います。私はどれだけ好きでも、経営はやりたくないと思っているのです。やはり仕事が大変ですし、今の時代に合わないと思います。休みもないし、1日しか休みがないところがほとんどですけれども、今の人はそれでいいのかなと思ったら、多分少ないのです。銭湯のやり方、経営の仕方をちょっと現代に合わせたほうがいいのかもしれないと思っています。それが1つなのです。

それで利用者に関して、金額に関してお得と感じているサービスは今のところ回数券で、10回入ったら4,300円ですけれども、それ以外、区で時々やっていること、例えば毎月の日曜日は子供がただとか、でも東京都全部のところで決まりでやっていることは余りないと思います。子供もそうですけれども、例えば夫婦で行ったら月1回がちょっとお得な値段になったらとても良いと思います。そういう新しいサービス、ちょっとお得感が感じられたら、新しい人が今回行ってみようとか、通いやすいとかになるかと思っています。

○都留会長 ありがとうございます。

きょう出てきた議題は今回初めて出てきましたので、きょうは頭出しということで、小

委員会を開いて統制額の改定に関する議論を進めていくわけですけれども、その答申というのが行われる協議会で引き続きこれについて議論して、恐らくこれは2年3年と続いていくものでしょうから、次の期の課題でもあると思います。とりあえずきょうはこれぐらいの議論にして、答申のときの協議会でもう一度議論したいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

今のステファニー委員のお得感というのは私も賛成です。

○岸上委員 それはそうですね。

○都留会長 だから上げないと言っているわけではないですよ。それはきちんと議論するのですけれども、そういうお得感というものを、それは金額の面と質の面と両方あると思うのです。ですので、質の面も含めて検討していただけるとありがたいと思います。

本日予定していました審議事項は全て終了いたしました。

最後に事務局から連絡事項があればお願いします。

○猪俣課長 いろいろ御議論の数々、ありがとうございます。

事務局から今後の協議会日程について申し上げます。

本日の協議会におきまして、協議会報告案を起草する小委員会が設置されることとなりました。小委員会は学識経験者の委員の方のみで構成させていただいております、こちらは決まったということを受けて、5月10日木曜日午後4時から、こちらのフロア、こちらはB会議室なのですが、D会議室で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。

また、小委員会での報告書案の起草を受けまして、第6回協議会を5月25日金曜日午後4時から開催予定とさせていただきます。なお、場所につきましては、申し訳ございませんが、まだ未定ですので、決定次第改めて御通知いたします。5月25日金曜日午後4時からということをお願いいたします。

なお、最後に事務的なお話です。本日入庁証をいただいていると思うのですが、お帰りの際はエレベーターをおりた1階にゲート併設の回収機がございますので、入れていただいてゲートを通過していただくことへの御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○都留会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。長時間ありがとうございました。

午後4時32分閉会